

令和3年度成田市結婚新生活支援補助金Q&A

補助対象者

Q：どのような方が補助対象となりますか？

A：令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届を提出し受理（以下「婚姻」という。）された夫婦

※他の自治体に婚姻届を提出したとしても、本市の補助要件を満たしていれば対象になります。

補助対象経費・補助額

Q：補助対象となる経費は？

A：住居費及び引越費用となります。

【住居費】

家賃、礼金、共益費、仲介手数料

※婚姻に伴い市内において新たに賃借した住居（以下「新居」という。）に限る。婚姻前3ヶ月以内に市内において新たに賃借した住居の場合も対象となります。

※賃料及び共益費は、令和3年4月分（当月払い）から令和4年3月分までとなります。

→令和3年3月分を4月に支払った場合は対象外となります。

【引越費用】

新居に引越する際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用

Q：補助対象となる期間は？

A：令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に支払った住居費及び引越費用

Q：申請期間は？

A：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

※申請前に担当課（企画政策課）へご相談ください。

Q：補助額は？

A：上限30万円（住居費及び引越費用の合計額（1,000円未満切り捨て））

補助要件

Q：補助を受ける場合の条件は？

A：次の要件を満たす場合に補助対象となります。

- ①婚姻日において、夫婦双方の年齢が39歳以下であること。
- ②令和2年1月1日～令和2年12月31日までの間の夫婦の総所得が400万円未満であること。
- ③申請日において、夫婦双方が本市の住民基本台帳に記録されており、かつ、住民基本台帳に記録されている住所が新居の所在地となっていること。
- ④申請日より2年以上、継続して本市に居住する意思があること。
- ⑤新婚世帯の全員に市税（本市）の滞納がないこと。
- ⑥他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

- ⑦過去に本補助金（他の地方自治体での補助を含む。）の支給を受けたことがないこと。
- ⑧新婚世帯に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員がいないこと。
- ⑨内閣府及び本市による本事業実施に係るアンケート等に協力すること。

Q：所得額の算出方法は？

A：所得の換算方法は次のとおりです。収入額ではなく所得額となります。

【給与収入の方】 $\text{収入} - \text{給与所得控除} = \text{所得}$

所得とは、前年の1/1から12/31までの1年間の給料の額面総額（収入）から、給与所得控除を差し引いたものです。

所得から更に社会保険料等を控除した額を「課税総所得金額」といいます。
 $\text{所得} - \text{所得控除（配偶者控除、生命保険料控除等）} = \text{課税総所得金額}$
 ※本補助金は、「課税総所得金額」ではありませんのでご注意ください。

【自営業の方】 $\text{収入} - \text{必要経費} = \text{所得}$

前年1年間の収入（売上金額）から必要経費を差し引いたものです。

Q：申請日時時点で、成田市に住んでいるものの、住民登録は他の自治体のままですが補助対象となりますか？

A：対象外です。申請日において、夫婦双方の住民登録の住所が新居の所在地となっている必要があります。

補助対象経費に関する事項

Q：補助対象とならない経費は？

A：住宅取得費用、敷金、駐車場代、清掃代、鍵交換代、更新手数料、光熱水費、設備購入代、保険料等 ※領収書（内訳書）に費目の記載がない場合は、対象外となります。

Q：引越費用は、どのような費用が対象となるのか？

A：引越業者や運送業者を利用して行った、新居（賃借物件）への移転に伴う荷物の移動・運送に要した費用が対象となります。したがって、引越業者や運送業者発行の領収書によって、引越費用であることが確認できない費用は対象外となります。

※不用品の処分費用、自らレンタカーを借りる・友人に頼む等して引っ越した場合にかかった費用等は対象外です。

Q：婚姻し市内の実家（新築）へ住むこととなったが、引越費用は補助対象となるのか？

A：補助対象外です。新たに賃借した住居への引越費用であれば補助対象となります。

Q：勤務先から住居手当が支給されているが補助対象となるのか？

A：勤務先から住宅手当が支給されている場合は、支給手当相当額は補助対象外となります。

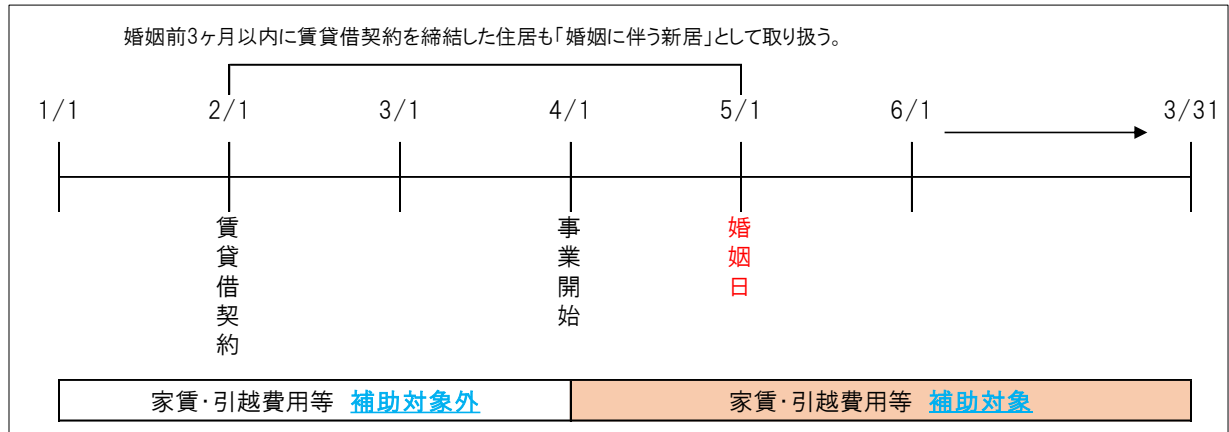
※勤務先に「住宅手当支給証明書」を発行してもらい申請時に添付してください。
 様式は、任意で構いませんが、第2号様式を使用していただいても構いません。

Q：令和3年4月1日以前に賃貸借契約をしているが、補助対象となるのか？

A：婚姻に向けた準備期間として、婚姻前3ヶ月以内に賃貸借契約した住居であれば補助対象となります。ただし、補助対象経費は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に支払った住居費及び引越費用となります。

(例) 婚姻日：令和3年5月1日の場合

令和3年2月1日以降に新たに賃貸借契約した住居であれば補助対象となります。ただし、補助対象経費は、4月1日以降に支払った費用となります。



Q：夫が婚姻前から居住している物件に、一緒に住むことになったが補助対象となるのか？

A：同居する住居が、婚姻に伴う準備期間として婚姻前3ヶ月以内に賃貸借契約した住居であれば補助の対象となります。それ以前に賃貸借契約している住居に同居する場合は対象外となります。

Q：婚姻前から同居しているが補助対象となるのか？

A：同居している住居が、婚姻に伴う準備期間として婚姻前3ヶ月以内に賃貸借契約した住居であれば補助の対象となりますが、それ以前に賃借した住居である場合は補助対象外となります。

Q：住居の契約名義人が申請者本人でない場合は補助対象になるのか？

A：夫婦どちらかの名義となっていれば補助対象です。

Q：市営住宅や地域優良賃貸住宅の入居者も本交付金の対象となるか？

A：補助対象です。ただし、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については補助対象外となります。

Q：再婚であるが補助対象となるか？

A：補助対象です。ただし、夫婦の一方又は双方が本補助金による支給を過去に受けたことがある場合（他の地方自治体での補助を含む。）は補助の対象外となります。